

この用紙はとじこまないでください。

G K 0 3 0 6

第3-(1)号様式

令和 年 月 日	税務署長殿
収受印	
納税地	(電話番号 - -)
(フリガナ)	
法人名	
法人番号	
(フリガナ)	
代表者氏名	

☐	(個人の方)振替継続希望		
※ 税務署 処理 欄	所管	要否	整理番号
	申告年月日	令和 年 月 日	
	申告区分	指導等	庁指定
	指導等	庁指定	局指定
	通信日付印	確認	
	年 月 日		
	指導年月日	相談区分1	区分2
	令和 年 月 日		

法人用

第一表

自 令和 年 月 日

課税期間分の消費税及び地方消費税の()申告書

至 令和 年 月 日

中間申告 自 令和 年 月 日

の場合の

対象期間 至 令和 年 月 日

令和五年十月一日以後終了課税期間分(一般用)

この申告書による消費税の税額の計算	
課税標準額	①
消費税額	②
控除過大調整税額	③
控除	
控除対象仕入税額	④
返還等対価に係る税額	⑤
貸倒れに係る税額	⑥
控除税額小計 (④+⑤+⑥)	⑦
控除不足還付税額 (⑦-②-③)	⑧
差引税額 (②+③-⑦)	⑨
中間納付税額	⑩
納付税額 (⑨-⑩)	⑪
中間納付還付税額 (⑩-⑨)	⑫
この申告書が修正申告である場合	
既確定税額	⑬
差引納付税額	⑭
課税売上割合	
課税資産の譲渡等の対価の額	⑮
資産の譲渡等の対価の額	⑯
この申告書による地方消費税の税額の計算	
地方消費税の課税標準となる消費税額	
控除不足還付税額	⑰
差引税額	⑱
還付額	⑲
納税額	⑳
中間納付譲渡割額	㉑
納付譲渡割額 (㉑-㉒)	㉒
中間納付還付譲渡割額 (㉒-㉓)	㉓
この申告書が修正申告である場合	
既確定譲渡割額	㉔
差引納付譲渡割額	㉕
消費税及び地方消費税の合計(納付又は還付)税額	㉖

付記事項	割賦基準の適用	☐	有	☐	無	31
	延払基準等の適用	☐	有	☐	無	32
	工事進行基準の適用	☐	有	☐	無	33
	現金主義会計の適用	☐	有	☐	無	34
参考事項	課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用	☐	有	☐	無	35
	控除計算方額上の法	☐	個別対応方式	☐	一括配分方式	41
	課税売上高5億円超又は課税売上割合95%未満	☐	個別対応方式	☐	一括配分方式	41
	上記以外	☐	全額控除	☐		41
基準期間の課税売上高	千円					
☐	税額控除に係る経過措置の適用(2割特例)					42
還す付る金受取機よ開と等	銀行 本店・支店					
	金庫・組合 出張所					
	農協・漁協 本所・支所					
	預金	口座番号				
	ゆうちょ銀行の貯金記号番号	-				
	郵便局名等					
☐	(個人の方) 公金受取口座の利用					
※税務署整理欄						
税理士名	(電話番号 - -)					
☐	税理士法第30条の書面提出有					
☐	税理士法第33条の2の書面提出有					

㉖=(㉑+㉒)-(㉓+㉔+㉕)-修正申告の場合㉖=㉑+㉒
㉓が還付税額となる場合はマイナス「-」を付してください。

※ 2割特例による申告の場合、㉒欄に㉑欄の数字を記載し、
㉓欄×22/78から算出された金額を㉒欄に記載してください。

OCR入力用(この用紙は機械で読み取ります。折ったり汚したりしないでください。)

①・②又は③・④の記入をお忘れなく。

第4-(10)号様式

付表2-3 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表

一般

課 税 期 間		・ ・ ・ ・	氏 名 又 は 名 称		
項 目			税 率 6.24 % 適 用 分 A	税 率 7.8 % 適 用 分 B	合 計 C (A+B)
課 税 売 上 額 (税 抜 き)	①		円	円	円
免 税 売 上 額	②				
非 課 税 資 産 の 輸 出 等 の 金 額 、 海 外 支 店 等 へ 移 送 し た 資 産 の 価 額	③				
課 税 資 産 の 譲 渡 等 の 対 価 の 額 (① + ② + ③)	④				※第一表の⑤欄へ
課 税 資 産 の 譲 渡 等 の 対 価 の 額 (④ の 金 額)	⑤				
非 課 税 売 上 額	⑥				
資 産 の 譲 渡 等 の 対 価 の 額 (⑤ + ⑥)	⑦				※第一表の⑥欄へ
課 税 売 上 割 合 (④ / ⑦)	⑧				[%] ※小数 切捨て
課 税 仕 入 れ に 係 る 支 払 対 価 の 額 (税 込 み)	⑨				
課 税 仕 入 れ に 係 る 消 費 税 額	⑩				
適 格 請 求 書 発 行 事 業 者 以 外 の 者 か ら 行 っ た 課 税 仕 入 れ に 係 る 経 過 措 置 の 適 用 を 受 け る 課 税 仕 入 れ に 係 る 支 払 対 価 の 額 (税 込 み)	⑪				
適 格 請 求 書 発 行 事 業 者 以 外 の 者 か ら 行 っ た 課 税 仕 入 れ に 係 る 経 過 措 置 に よ り 課 税 仕 入 れ に 係 る 消 費 税 額 と み な さ れ る 額	⑫				
特 定 課 税 仕 入 れ に 係 る 支 払 対 価 の 額	⑬				※⑪及び⑫欄は、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。
特 定 課 税 仕 入 れ に 係 る 消 費 税 額	⑭			(⑬B欄×7.8/100)	
課 税 貨 物 に 係 る 消 費 税 額	⑮				
納 税 義 務 の 免 除 を 受 け ない (受 け る) こ と と な っ た 場 合 に お け る 消 費 税 額 の 調 整 (加 算 又 は 減 算) 額	⑯				
課 税 仕 入 れ 等 の 税 額 の 合 計 額 (⑩+⑫+⑭+⑮±⑯)	⑰				
課 税 売 上 高 が 5 億 円 以 下 、 か つ 、 課 税 売 上 割 合 が 95 % 以 上 の 場 合 (⑰の金額)	⑱				
課 5 課 95 税 億 税 % 売 未 売 円 上 満 超 割 の 高 又 合 場 が は が 合	⑲のうち、課税売上げにのみ要するもの	⑲			
	⑲のうち、課税売上げと非課税売上げに 共 通 し て 要 す る も の	⑳			
	個 別 対 応 方 式 に よ り 控 除 す る 課 税 仕 入 れ 等 の 税 額 (⑱+(㉔×④/⑦))	㉑			
	一 括 比 例 配 分 方 式 に よ り 控 除 す る 課 税 仕 入 れ 等 の 税 額 (⑰×④/⑦)	㉒			
控 除 調 整 税 額	課 税 売 上 割 合 変 動 時 の 調 整 対 象 固 定 資 産 に 係 る 消 費 税 額 の 調 整 (加 算 又 は 減 算) 額	㉓			
	調 整 対 象 固 定 資 産 を 課 税 業 務 用 (非 課 税 業 務 用) に 転 用 し た 場 合 の 調 整 (加 算 又 は 減 算) 額	㉔			
	居 住 用 賃 貸 建 物 を 課 税 賃 貸 用 に 供 し た (譲 渡 し た) 場 合 の 加 算 額	㉕			
差 引	控 除 対 象 仕 入 税 額 [(⑱、㉑又は㉒の金額)±㉓±㉔+㉕]がプラスの時	㉖	※付表1-3の③A欄へ	※付表1-3の③B欄へ	
	控 除 過 大 調 整 税 額 [(⑱、㉑又は㉒の金額)±㉓±㉔+㉕]がマイナスの時	㉗	※付表1-3の③A欄へ	※付表1-3の③B欄へ	
貸 倒 回 収 に 係 る 消 費 税 額	㉘		※付表1-3の③A欄へ	※付表1-3の③B欄へ	

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨て。

2 ⑨、⑪及び⑫欄には、値引き、割戻し、割引金など仕入対価の返還等の金額がある場合(仕入対価の返還等の金額を仕入金額から直接減額している場合を除く。)には、その金額を控除した後の金額を記載する。

3 ⑬及び⑯欄の経過措置とは、所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)附則第52条又は第53条の適用がある場合をいう。

(P5.10.1以後終了課税期間用)